

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

| | | |
|----------------|--|-------------------------------|
| 許認可等の内容 | | 農産物加工所利用の承認 |
| 根拠法令等及び条項 | | 栃木市農産物加工所条例第4条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | 日 |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 栃木市農産物加工所条例第4条及び第5条 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>1 加工所の利用承認申請に対する承認（条例第4条）</p> <p>(1) 加工所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 市長は、前項の利用承認に、条件を付すことができる。</p> <p>2 加工所の利用承認基準（条例第5条）</p> <p>市長は、加工所の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 加工所の施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障が生ずると認めるとき。</p> | |